# 福島市商店街エリア価値向上支援事業補助金の交付等に関する要綱

（趣 旨）
第１条　福島まちづくりセンター（以下まちづくりセンター）は、中心市街地でサークルもしくは学生団体が主体的におこなうイベントに対し学生を支援する目的にこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者）
第２条　補助対象者は、主として福島市内の学校に在籍する学生で構成されるサークルもしくは学生団体で３名以上で組織する団体とする。

（補助対象事業）
第３条　補助対象事業は、学生団体が主催、共催又はイベント出店等、賑わいの創出を目的として中心市街地で開催するイベント等とし、講演会、演劇、演奏会、スポーツ大会、サークルのイベント等、本事業の趣旨に沿ったものとし、原則としてジャンルは問わない。

・補助対象イベント（例）
（１）商品開発や地元産品等の販売促進を伴う事業
（２）商店街等との共催事業
（３）中心市街地で行う勉強会や講演会等
（４）学生同士の様々な交流や連携が図られている事業
（５）ダンス発表会や演奏会等の賑わいの創出が期待できる事業
（６）作品の展示等、地域の魅力を展示や映像を通して対外的に発信する事業
（７）シャッターの美化やイルミネーションの設置等、中心市街地の美化が図られる事業
（８）その他まちづくりセンターが賑わい創出に資すると認める事業

・補助対象外イベント（例）
（１）宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成するもの
（２）政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対するもの
（３）感染症予防対策を取っていないもの
（４）中心市街地での人的交流が伴わないもの。但し感染状況の問題で当初予定していた中心市街地の人的交流が達成できない場合はその限りではない
（５）その他まちづくりセンターが不適当と認めるもの

（補助対象経費）
第４条　補助の対象となる経費は、申請するイベントの直接経費となるもので、本来個人で負担すべきもの、販売目的の活動に関わる物品、資産となるような３万円以上の高価な物品の購入費用は補助金の対象外とする。尚、補助対象経費は別表第一に掲げるものとする。

（補助額）
第５条　１事業あたりの補助金の額は、前条に規定する経費の満額とし、限度額は１０万円とする。ただし２万円以上補助対象経費がかかっているイベントを対象とする。補助対象経費が但し次に掲げる事業については別途協議して補助することが出来る。
（１）イベントによる賑わい創出が面的に広く図られるもので、まちづくりセンターが共催するもの。
２　補助は、第２条に規定する補助事業者につき、年２回を限度とする。ただし、同一のイベントは対象外とする。

（申請書の提出時期、様式等）
第６条　補助の申請書の提出期限は、イベント実施日の概ね１カ月前までとする。
２　まちづくりセンターが必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
（１）補助申請兼学生団体登録簿

（実績報告の様式）
第７条　イベント終了後、まちづくりセンターに実績報告を提出することとし、必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。
（１）実績報告書
（２）チラシやイベント当日の写真
（３）支払いの状況が分かるもの（領収書の写し等）

（補助金の交付）
第８条　まちづくりセンターが必要と認めたときに限り、当該事業にかかる額が確定する前に概算により補助金の全部又は一部を交付することができる。

（交付決定の取消し）
第９条　まちづくりセンターが補助金の交付の条件に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）
第１０条　補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、 期限を定めて、当該補助金の返還を命ずるものとする。

附則
この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

別表第一

補　助　対　象　経　費

| No. | 経費区分 | 内 容 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 報償費 | 出演者等に対する謝金 | 当該事業用と明確に区分できるものとする。学外者のみ対象。 |
| 2 | 旅費 | 出演者等に対する旅費、宿泊費 | 当該事業用と明確に区分できるものとする。学外者のみ対象。 |
| 3 | 会議室借用費 | 事前打合せ等に係る会議室借上費用 | |
| 4 | 会場借用費 | イベント会場の借上費用 | |
| 5 | 会場設営費 | イベント会場の会場設営費用 | |
| 6 | 通信運搬費 | 郵便、電話等通信、運搬に要する経費 | 当該事業用と明確に区分できるものに限る。 |
| 7 | 広告宣伝費 | チラシ、ポスター作成に要する経費 | |
| 8 | イベント費 | 他の費目に属さないイベント経費 | 金券は対象外とし、賞品等は 総事業費の 30%未満とする。 物販等の仕入れにかかる経費は除く。 |
| 9 | 賃借料 | 機材等のレンタルに要する経費 | |
| 10 | 備品費 | イベント実施に伴う備品購入費用 | 当該事業用と明確に区分できるものに限る。 汎用性の高いものは不可。 |
| 11 | 消耗品費 | 事務用品等消耗品に要する経費<br>(使用耐用期限が 1 年未満のもの) | |
| 12 | 委託費 | イベントの運営、警備等に要する経費 | 対象事業費の 50%以下とする。 |
| 13 | 光熱水費 | 水道、電気、ガス、燃料等の経費 | 当該事業用と明確に区分できるものに限る。 |
| 14 | 食糧費 | 事前打合せに関する費用及びイベント開催日の運営従事者の弁当及び飲料費 | 酒類は対象外とする。 |
| 15 | 雑費 | 保険、保管料、手数料等に要する経費 | |
| 16 | 感染症対策費 | 新型コロナウイルス感染防止に要する経費(他の経費とは別途計上すること) | |
| 17 | その他まちづくりセンターが必要と認める経費 | 上記以外の経費でまちづくりセンターが必要と認める経費 | |